

## 株式会社 京都銀行

京都市下京区烏丸通松原上る  
郵便番号 600-8652

## 投資信託と個人年金保険窓販商品の追加について

— 8月1日（金）から取り扱い開始、お客様の選択肢が広がります —

京都銀行（頭取 柏原 康夫）では、多様化するお客様の資産運用ニーズにお応えするため、今般、投資信託を 3 銘柄、個人年金保険を 1 商品追加しますのでお知らせいたします。

これにより当行の取り扱う投資信託の取り扱い商品は 4 6 銘柄となります。個人向け保険商品は、変額年金保険 8 商品、定額年金保険 4 商品、一時払終身保険 4 商品、がん保険 1 商品、医療保険 2 商品の計 1 9 商品となり、お客様の選択の幅は一段と広がります。

京都銀行では、お客様の資産運用ニーズに合わせた投資信託や個人年金保険の品揃えを充実させ、今後とも引き続きお客様にご満足いただける商品やサービスの提供に努めてまいります。

なお、投資信託および個人年金保険は預金ではありませんので、元本保証等はありません。詳しい商品内容等は窓口でお問い合わせください。

## 記

## 1. 新たに窓口で販売する商品

## (1) 投資信託

| ファンド名   | 商品分類               | 運用会社         |
|---|--------------------|--------------|
| 日本リーダー企業株ファンド<br><愛称：勝組応援><br>(年 1 回決算型/年 4 回決算型) | 追加型株式投資信託<br>国内株式型 | みずほ投信投資顧問    |
| グローバル資源株ファンド<br>(年 4 回決算型)                        | 追加型証券投資信託<br>国際株式型 |              |
| ノムラ・グローバル・リーダーズ<br>(資産成長型/年 4 回分配型)               | 追加型株式投資信託<br>国際株式型 | 野村アセットマネジメント |

## (2) 個人年金保険

| 商品名    | 商品種類         | 商品提供保険会社     |
|--------|--------------|--------------|
| ファイブテン | 変額年金保険（一時払い） | T&Dフィナンシャル生命 |

## 2. 取扱開始日

平成 20 年 8 月 1 日（金）から

<保険商品に関するご注意事項について>

- 個人年金保険・終身保険は、預金ではありませんので、元本保証はありません。
- 個人年金保険・終身保険は商品により、契約時費用（申込金額に対し最高 8.0%）ならびに解約時の解約控除（申込金額もしくは積立金額に対し最高 7.0%）が必要となり、据置期間中は保険関係費用（積立金額に対して最高年率 2.70%）、資産運用関係費用（積立金額に対して最高年率 0.945（税込）%）、年金管理費（年金額の最高 1.0%）、更改時費用（積立金に対して最高 7.0%）、外国為替手数料などの手数料がかかる場合がありますが、ご負担いただく手数料の項目、手数料率、計算方法等は各商品によって異なりますので、一律の算出方法を表示することができません。
- 詳しくは商品ごとの「パンフレット」等をご覧くださいとともに「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」をご契約前に必ずお読みいただき、内容を十分にご理解ください。また、ご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」（変額年金保険の場合は、これに加え「特別勘定のしおり」）を必ずご覧ください。
- 個人年金保険・終身保険は、預金ではありませんので、株価や債券価格の下落、市場金利や為替の変動により、資産残高、解約返戻金額は払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 個人年金保険・終身保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- ご契約中の個人年金保険・終身保険を解約、一部解約した場合、返戻金が元本を下回ることがあります。
- 個人年金保険・終身保険は、引受保険会社が保険の引受を行う生命保険商品であり、預金ではありません。株式会社京都銀行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。契約の相手方は、株式会社京都銀行ではなく、引受保険会社となります。
- 引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金原資額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金原資等が元本を下回る場合もあります。
- 個人年金保険・終身保険にご契約いただくか否かが、当行におけるお客さまの他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。
- 株式会社京都銀行では借り入れられた資金（他の金融機関での借入を含む）を前提とした個人年金保険、終身保険のお申込みはお断りしていますのでご了承ください。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、ご融資のお申込み状況等によっては、個人年金保険・終身保険をお申込みいただけない場合があります。
- ご加入の検討にあたっては、販売資格を持つ当行の募集人にご相談ください。

<投資信託に関するご注意事項について>

- 投資信託をご購入の際は、最新の投資信託説明書（目論見書）等により必ず内容を十分ご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（目論見書）等は、京都銀行の本支店等にご用意しております。
- 投資信託は、預金ではありません。
- 銀行で取り扱う投資信託は、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は、値動きのある債券・不動産投信・株式などの有価証券（外国証券については為替変動リスクもあります）等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および分配金が保証されるものではなく、元本を割り込むことがあります。
- 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。
- 投資信託には、買付時のお申込手数料（申込金額に対し最高 3.15%＜税込＞）ならびに換金時の信託財産留保額（基準価額に対し最高 0.5%）が必要となり、保有期間中は信託報酬（純資産総額に対し最高年率 2.10%＜税込＞）、監査費用、売買委託手数料、外貨建資産の保管などに要する費用等が信託財産から支払われます。また、一部のファンドでは、解約時に解約手数料（1万口あたり最高 105 円＜税込＞）が必要なものがあります。ファンド毎に異なりますので、詳細は投資信託説明書（目論見書）等によりご確認ください。  
※これら手数料・費用等の合計額については、申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
- ファンドによっては、お取扱いできない日や大口の換金について制限がある場合があります。また、証券取引所等の取引停止などやむを得ない事情があるときは、ご換金の申込受付を中止すること等があり、残存口数がファンド所定の口数を下回った場合等には、信託期間の途中で信託が終了（償還）されることがあります。
- 京都銀行は販売会社であり、設定・運用は各運用会社（投資信託委託会社）が行います。
- この資料は、京都銀行が作成したものです。

商 号：株式会社京都銀行（登録金融機関）

登録番号：近畿財務局長（登金）第 10 号

加入協会：日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会

以 上